

関市の「小瀬鵜飼」は、岐阜市の長良鵜飼とともに、平成27年、「長良川の鵜飼漁の技術」として国の重要無形民俗文化財に指定されました。

この文化財を未来に伝承し、地域とともに文化資源・観光資源として活かしていくために、

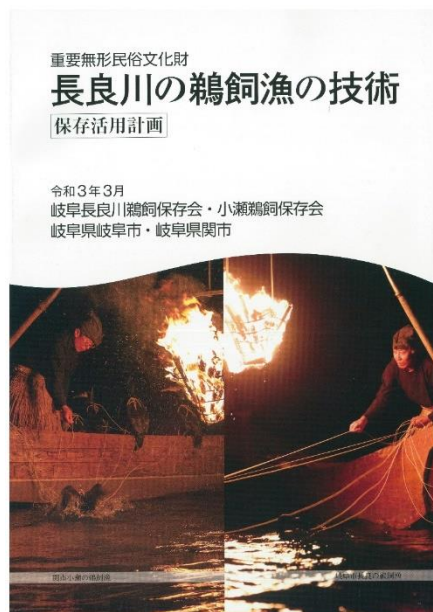
○受け継がれてきた鵜飼漁を次世代へ継承する。

○鵜飼漁の価値や魅力を発信し、観光振興・地域活性化に繋げる。

○鵜飼漁の価値や魅力を探求し続ける。

を基本方針とし、保護団体である岐阜長良鵜飼保存会・小瀬鵜飼保存会と岐阜市・関市が共同で「保存活用計画」を令和3年3月に策定しました。

令和3年7月16日におこなわれた国の文化財審議会を経て文化庁長官の認定を受け、民俗文化財の保存活用計画としては、日本初の事例となります。



(1) 計画の認定の利点

鵜飼の魅力を高めていく取り組みを、国の公認で進めていくことができる。

⇒ 国庫補助金の活用も可能。 持続可能な鵜飼の実現に向け、大きな一歩。

(2) 計画の内容

先に記した基本方針のもと、計画では、「保存」・「活用」・「調査研究」の3つのテーマごとに、将来にわたり実施すべき具体的な措置（計51件）を全て列挙。

(3) 計画の推進体制

「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会を設立（令和2年1月22日）。地域を超えた鵜飼の協議会が組織されたこと自体が初めて。今後、両保存会・両市が連携して一体的に取り組む事業は、協議会が主体となって実施する。

【構成委員】

- 小瀬鵜飼保存会（関市小瀬の鵜匠3名）
- 関市
- 岐阜長良川鵜飼保存会（岐阜市長良の鵜匠6名）
- 岐阜市

<参照：計画に対する協議会会長・副会長のコメント>

会長 杉山 雅彦 氏（岐阜長良川鵜飼保存会会長）

我々鵜匠にとって、これからも変わらない姿で鵜飼を継承していくことが使命であると考えています。認定された計画に基づき、多くの方々の協力を得ながら、できることから確実に歩みを進めてまいります。これをきっかけにぜひ鵜飼を見に来ていただき、我々の心意気を感じてください。



副会長 足立 太一 氏（小瀬鵜飼保存会会長）

計画の作成は、鵜飼を見直すいい機会となりました。様々な課題を乗り越えていくために、多くの方々の協力を得ながら、先人たちから受け継いできた鵜飼をさらに発展させてまいります。認定された計画によって、それが実現できることを期待しております。

